情勢報告資料（2025.6）

情勢報告

（公益社団法人）全国私立保育連盟
常務理事　●●●●

保育を取り巻く状況

令和７年４月14日公表

人口推計(2024年(令和6年)10月1日現在)結果の要約【抜粋】

○総人口は55万人の減少、14年連続の減少
○日本人人口は減少幅が13年連続で拡大

・総人口は１億2380万2千人で、前年に比べ55万人(-0.44%)の減少となり、14年連続で減少しています。
・日本人人口は１億2029万6千人で、前年に比べ89万8千人(-0.74%)の減少となり、13年連続で減少幅が拡大しています。

○18年連続の自然減少、減少幅は拡大

・自然増減は89万人の減少で、18年連続の自然減少となり、減少幅は拡大しています。
・男女別にみると、男性は45万3千人の減少、女性は43万7千人の減少となり、男性は20年連続、女性は16年連続の自然減少となっています。

○日本人は2年ぶりの社会減少、外国人は3年連続の社会増加

・社会増減は34万人の増加で、3年連続の増加となっています。
・日本人・外国人の別にみると、日本人は２千人の減少で、2年ぶりの社会減少となっています。外国人は34万2千人の増加で、3年連続の社会増加となっています。

○15歳未満人口は前年に比べ34万3千人の減少
○総人口に占める割合は11.2%で過去最低
○65歳以上人口は前年に比べ1万7千人の増加となり、割合は29.3%と過去最高

・15歳未満人口は1383万人で、前年に比べ34万3千人の減少となり、割合は0.2ポイント低下の11.2%で過去最低となっています。
・15～64歳人口は7372万8千人で、前年に比べ22万4千人の減少となり、割合は59.6%で前年に比べ0.1ポイントの上昇となっています。
・65歳以上人口は3624万3千人で、前年に比べ1万7千人の増加となり、割合は0.2ポイント上昇の29.3%で過去最高となっています。
・うち75歳以上人口は2077万7千人で、前年に比べ70万人の増加となり、割合は0.7ポイント上昇の16.8%で過去最高となっています。

令和６年４月の待機児童数調査のポイント

①待機児童の状況

待機児童数：２,５６７人（対前年▲113人）

・**約87.5%**の市区町村（1,524自治体）で**待機児童なし**

・待機児童数が**５０人以上**の自治体は**６自治体**と横ばい。
（ただし、**100人以上**の自治体は**２自治体**に増加。）

待機児童数別の自治体数の内訳

		0人	1～49人	50～99人	100人以上
R６年度		1,524	211	4	2
		87.5%	12.1%	0.2%	0.1%
	対前年	14	▲ 14	▲ 2	2
R５年度		1,510	225	6	0

②待機児童数について

令和６年４月の待機児童数については、

・**保育の受け皿拡大**

・**就学前人口の減少**

などの要因により減少した地域がある一方で、

・**申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足**

・**保育士を確保できなかったことによる利用定員の減**

などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もあり、合計では2,567人（対前年比▲113人）となった。

③今後の見込み

全体的な保育ニーズ（申込者数）は減少傾向にあるが、

・**女性就業率**（25～44歳）の**上昇傾向**（R4:79.8%→R5：80.8%※）

・**共働き世帯割合の増加**（R4:73.7%→R5：75.6%※）

などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要。

また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加や、想定外の施設の閉園等による利用定員の減少などの**地域の事情**についても注視が必要。

※　総務省「労働力調査」

今後の取組方針

○　令和３年度からの**「新子育て安心プラン」**に基づき、引き続き、待機児童解消のための取組を進めていく。

○　待機児童が多い自治体に対しては、**丁寧にヒアリング等を行い、**各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて**自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む。

○　また、各年度ごとに、自治体における**保育ニーズや待機児童の状況**を確認しながら、**保育の受け皿拡大量の見込みを把握**するとともに、整備が必要な自治体に対しては引き続き、**必要な受け皿の確保が進むよう支援を行う**とともに、**保育士の一層の業務負担軽減**及び**保育人材の確保**を図っていく。

○　一方で、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっており、今後は、過疎地域をはじめ**地域インフラとして保育所・保育機能**を確保していく必要がある。そのため、令和７年度予算概算要求において「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」の実施に必要な予算要求を行う。

令和６年４月調査における各自治体の保育の**受け皿拡大量（R6は見込み）**

	令和３年度【実績】	令和４年度【実績】
受け皿拡大量	2.5万人	0.3万人

	令和５年度【実績】	令和６年度【見込み】
受け皿拡大量	▲0.8万人	2.1万人

4か年合計の必要見込み量	（参考）新子育て安心プラン（R2.12公表）
4.2 万人	約14万人

こども家庭庁

1．令和６年度経営実態調査の集計結果＜速報＞の概要

③ 私立施設・事業所の保育士等（常勤）の１人当たり給与月額（賞与の1／12を含む）

- 保育所、幼稚園（新制度）、認定こども園の保育士等については、給与月額が約4～5万円程度増額している。
- 地域型保育事業については、給与月額が増額しているが、家庭的保育事業、小規模保育事業（C型）、事業所内保育事業（B型）については、増額が他と比べ少ない。

		今回調査結果（①）（令和６年３月給与と令和５年度賞与）	前回調査結果（②）（平成31年３月給与と平成30年度賞与）	差（③＝①－②）
保育所（保育士）		34.8万円(11.2年)	30.2万円(11.2年)	+4.6万円(+0.0年)
幼稚園（新制度）（教諭）		33.5万円(9.2年)	28.7万円(7.8年)	+4.8万円(+1.4年)
認定こども園（保育教諭）		33.2万円(9.8年)	28.0万円(8.2年)	+5.2万円(+1.6年)
地域型保育事業	家庭的保育事業（家庭的保育者）	36.8万円(18.2年)	35.9万円(16.0年)	+0.9万円(+2.2年)
	小規模保育事業（A型）（保育士）	29.4万円(9.4年)	26.9万円(8.1年)	+2.5万円(+1.3年)
	小規模保育事業（B型）（保育士）	30.0万円(10.7年)	27.0万円(8.8年)	+3.0万円(+1.9年)
	小規模保育事業（C型）（家庭的保育者）	30.4万円(13.1年)	29.2万円(8.9年)	+1.2万円(+4.2年)
	事業所内保育事業（A型適用）（保育士）	28.2万円(9.6年)	23.8万円(10.8年)	+4.4万円(▲ 1.2年)
	事業所内保育事業（B型適用）（保育士）	27.9万円(11.0年)	26.4万円(11.9年)	+1.4万円(▲ 0.9年)
	事業所内保育事業（20人以上）（保育士）	30.1万円(11.2年)	27.0万円(8.0年)	+3.1万円(+3.1年)

※２ 今回（前回）調査結果の（ ）書きは平均経験年数。
※３ 給与月額・平均経験年数については四捨五入をしているため、端数において差と一致しないものがある。

（参考）

（公立）今回調査結果（令和６年３月給与と令和５年度賞与）
36.6万円(10.6年)
40.5万円(11.2年)
34.6万円(9.8年)

（参考）
私立保育所の委託費上の保育士の人件費月額（R5補正後）

全国平均
35万円（※１）

（※１）賞与や地域手当等を含めて算出した予算積算上の人件費の年額を12で割ったものであり、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲは含まれていない。

こども家庭審議会に対する諮問

保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について

〇こども基本法等の趣旨を踏まえつつ、**こどもが主体的に遊び育つことを保障する保育**の在り方をどのように考えるか。

〇**乳幼児期からの切れ目のないこどもの成長を保障**するため、０歳から学童期との接続までを俯瞰した保育の在り方をどのように考えるか。

〇心身の状況や置かれた環境にかかわらず、**一人一人のこどもの育ちを保障するための保育**の在り方をどのように考えるか。

〇多様なこどもや大人との関わりの中でこどもが育つための、**地域に開かれた保育や子育て支援**の在り方をどのように考えるか。

〇**質の高い保育を支える職員の資質の向上**等の在り方をどのように考えるか。

〇設置者や施設類型を問わず、**乳幼児期のこどものより良い育ちを保障**していく共通的方策についてどのように考えるか。

こども政策の推進

こども基本法

目　的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けることがない**ようにすること
② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

責務等

○ 国・地方公共団体の責務　○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

○ 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

○ **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
○ 関係者相互の有機的な連携の確保
○ この法律・児童の権利に関する条約の周知
○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

○ こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長**とする、**こども政策推進会議を設置**
① **大綱の案を作成**
② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
③ 関係行政機関相互の調整　　等
○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱等について

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。
9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。
→　**こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）
12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交）　→　答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成
12月22日：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**
※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年６月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後５年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の３大綱（※）を一元化。
※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる**「こどもまんなか社会」**の実現
基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**
①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る　②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**　④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現　⑥**施策の総合性**の確保
重要事項：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載
施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）
・**こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人が**共有すべき理念**として整理
・こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
①こどもの**権利と尊厳**
②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
③**切れ目なく**育ちを支える
④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）
・こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
・居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

- ✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり
  ※児童虐待による死亡事例の約半数が０～２歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
- ✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

全てのこどもの生涯にわたる身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）な観点での包括的な幸福

⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
  （様々な立場の人がこどもの育ちを応援）
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要

【「はじめの100か月」とは】
本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる５歳児～小１）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

こどもまんなか
こども家庭庁

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化　等】
2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実　等】
3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援ｾﾝﾀｰの機能強化、保育DX　等】

☞全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援される

☞人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

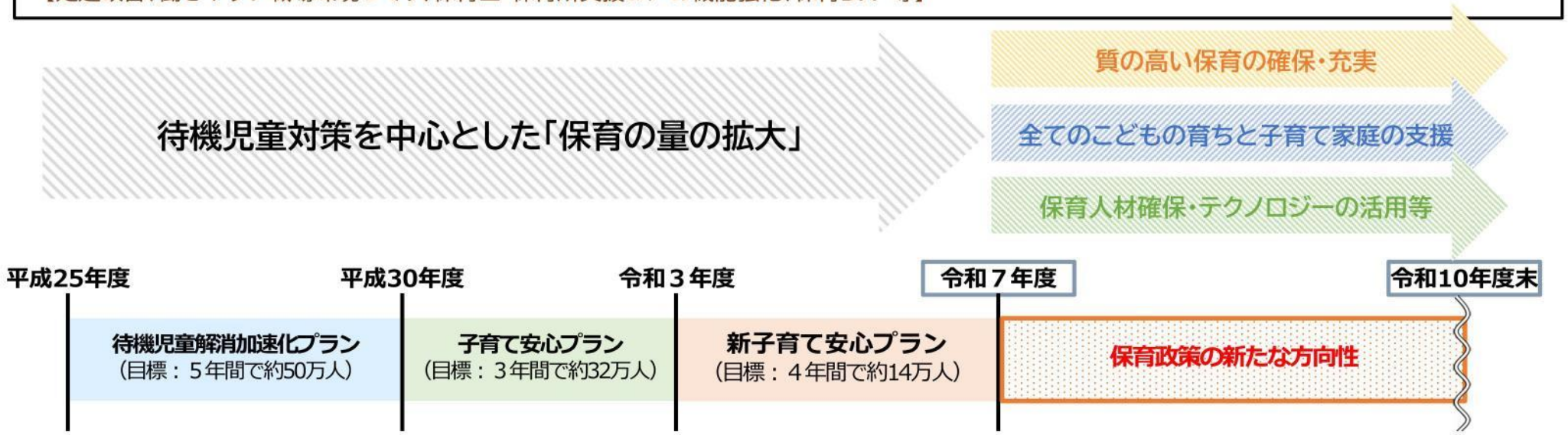

・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数　H29:26,081人→R6:2,567人】

・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率　R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】

→ 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」からの転換

・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立（R5.4.1施行）

→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会　最終報告＜概要＞　令和６年１０月

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（3要領・指針）に基づく教育活動の実施状況等の把握、今後の教育課程、指導、評価等の在り方について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/189/toushin/mext_01929.html

第１章　社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

１．幼児教育の重要性

・人の一生において、**幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期**。

・近年、**乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要である**ことや、**その後の人生において長期にわたって**学業達成や職業生活、家庭生活など**多面的に良い効果をもたらす**ことなどが明らかにされてきている。

・全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。

２．幼児期の発達の特性

・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることにより成り立つものであり、活動意欲が高まり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが必要。

３．幼児教育の基本

・幼児教育では、**幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成**し、**幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促す**という「**環境を通して行う教育」が基本**。

・幼児は、**教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下**、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、**遊びを通しての指導を中心に行うことが重要**。

遊びは学び　学びは遊び
“やってみたいが学びの芽”

（動画コンテンツへリンク）

第２章　幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

１．幼児教育の基本に関する事項

（１）身体の諸感覚を通した豊かな体験

・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム時間・動画の視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、**家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難**になってきている中、**幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要**。

（２）自発的な活動としての遊び

・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、**自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習**。

・幼児期は、知識・技能を教え込むことではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、**遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育んでいくようにすることが重要**。（参照：「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html）

・一方、**一部の幼児教育施設においては**、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると、文字や数量の機械的暗記や一方的指導など**幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘**。また、**保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある**。

・国・地方自治体においては、**幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について**、妊娠期や子供が乳幼児の頃から保護者等に対して、**一層の普及・啓発に取り組むことが必要**。

（３）幼児教育において育みたい資質・能力

・幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことへの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきた等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、**当該資質・能力と５領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係**を理解・実践することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、**より実践的な調査研究を進めることが必要**。

（４）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしたり、幼児を当てはめて、できる・できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、**「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要**。

（５）幼児理解に基づいた評価

・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。**幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有**し、**幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える**取組を進めていくことが大切。

こどもまんなか こども家庭庁

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 新規

成育局 保育政策課

＜子ども・子育て支援交付金＞令和７年度予算案　2,138億円の内数（2,074億円の内数）
※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」)を創設する。

事業の概要

【対象児童】保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない
０歳６か月～満３歳未満の未就園児

【実施施設】保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、
地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター　等

【実施方法】一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

【単　　価】補助基準額上、月の上限を10時間とした上で、こどもの年齢に応じて、こども一人１時間当たりの単価を設定。
加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算についても単価を設定。

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	**1,300円**
1歳児	**1,100円**
2歳児	**900円**
障害児加算	**400円**
要支援家庭のこども加算	**400円**
医療的ケア児加算	**2,400円**

実施主体等

【実施主体】
市町村（市町村が認めた者への委託可。）

【補助単価】
人口規模に応じ補助基準額の上限を設定する。
これに加え、賃借料加算（※）を設ける。
（※）１事業所当たり年額3,066千円
（令和７年度以降に賃借により開設した事業所に限る）

【補助割合】
国：3/4　市町村：1/4

	①乳児等通園支援事業の実施に必要な経費	②指導監督員の雇上げに必要な経費	合計
人口100万人以上	167,430千円	18,252千円	**185,682千円**
人口50万人～100万人未満	134,180千円	9,126千円	**143,306千円**
人口10万人～50万人未満	125,568千円	4,563千円	**130,131千円**
人口5万人～10万人未満	37,189千円	4,563千円	**41,752千円**
人口5万人未満	17,214千円	4,563千円	**21,777千円**

１歳児の職員配置の改善

こども未来戦略（令和５年12月22日閣議決定）

○　2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
○　2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和６年度の対応：４・５歳児の配置基準の改善

【公定価格上の加算措置】※告示を改正

○ 新たに「４歳以上児配置改善加算」を措置する

○ 30：１の配置に要する経費と、25：１の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※　チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：１以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※　チーム保育推進加算は、主に３～５歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和５年度には、先んじて４・５歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（１人⇒２人）を行っている。

【最低基準等の改正】※内閣府令等を改正

○　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、４・５歳児の職員配置基準を改善する

○　人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
４・５歳児	３０：１	２５：１

※　３歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している（令和４年度の加算取得率：約90%）

※　3歳児についても、４・５歳児と同様に最低基準等の改正（20：1→15：1）を行う

令和７年度予算案等における対応

○　１歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「１歳児配置改善加算」を措置する
【令和７年度予算案１０９億円】

○　具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、１歳児の職員配置を５：１以上に改善した場合に、加算する（令和７年４月～）
※6：1の配置に要する経費と、５：１の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所（配置基準が既に５：1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）
(1) 処遇改善等加算Ⅰ Ⅱ Ⅲの全てを取得している
(2) 業務においてＩＣＴの活用を進めている（※①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう１機能以上の機器を導入し活用している）
(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

公定価格における定員区分の細分化

○　施設の運営に要する費用には、施設の規模に応じて変動する経費（例：保育士の人件費等）と変動しない固定的な経費（例：施設長の人件費等）があり、定員規模によって費用の構造が異なることから、公定価格では、利用定員10人単位を基本として定員区分を設け、それぞれについて子ども１人当たりで単価を定めている。

○　具体的な各定員区分における単価の算定については、各定員区分の上限（例：51人～60人の定員区分では定員60人）の定員数を基に、子ども一人単価に置き直して算定していることから、利用子どもの数の増減による影響を受けやすい比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、**定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分の細分化を行う。**

定員区分の細分化（案）

○認定こども園（１号認定）

区分（見直し前）	分割	区分（見直し後）
～15人	＜	～10人
		11人～15人
16人～25人	＜	16人～20人
		21人～25人
26人～35人	＜	26人～30人
		31人～35人
36人～45人	＜	36人～40人
		41人～45人
46人～60人	＜	45人～50人
		51人～55人
		56人～60人

○認定こども園（２・３号認定）

区分（見直し前）	分割	区分（見直し後）
～10人		～10人
11人～20人	＜	11人～15人
		16人～20人
21人～30人	＜	21人～25人
		26人～30人
31人～40人	＜	31人～35人
		36人～40人
41人～50人	＜	41人～45人
		45人～50人
51人～60人	＜	51人～55人
		56人～60人

○幼稚園

区分（見直し前）	分割	区分（見直し後）
～15人		～15人
16人～25人	＜	16人～20人
		21人～25人
26人～35人	＜	26人～30人
		31人～35人
36人～45人	＜	36人～40人
		41人～45人
46人～60人	＜	45人～50人
		51人～55人
		56人～60人

○保育所

区分（見直し前）	分割	区分（見直し後）
20人		20人
21人～30人	＜	21人～25人
		26人～30人
31人～40人	＜	31人～35人
		36人～40人
41人～50人	＜	41人～45人
		46人～50人
51人～60人	＜	51人～55人
		56人～60人

こどもまんなか
こども家庭庁

公定価格における定員超過減算の見直し

○　定員超過減算については、平成28年の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する政策について」を踏まえ、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、

①　直前の連続する５年間（幼稚園及び認定こども園（１号認定）にあたっては２年間）常に利用定員を超え、かつ、

②　各年度の年間平均在所率が120％以上であること

としていたところ、待機児童数がピークであった平成29年から７年連続で減少し、令和６年の待機児童数は平成29年の10分の１以下となっている状況を踏まえ、**①の５年間の期間を、令和７年度より２年間とする。**

※　ただし、過去３年間に待機児童がいた地方公共団体は１年間を経過措置期間とし、令和８年度から実施する。

待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について（平成28年３月28日厚生労働省）

Ⅱ 規制の弾力化・人材確保等

６．定員超過入園の柔軟な実施

○　２年連続して定員を120％超えて入園させた場合に３年目に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童の現状に鑑み、その期限延長を行い、柔軟な実施を促す。

留意事項通知記載（案）

Ⅴ 乗除調整部分

１．定員を恒常的に超過する場合（●）

（１）調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する２年度間常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており（注１）、かつ、各年度の年間平均在所率（注２）が120％以上の状態にある施設に適用する（注３）。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

（中略）

（注３）令和４年４月１日、令和５年４月１日、令和６年４月１日のいずれかの時点において待機児童がいた地方自治体に所在する施設（事業所）は令和７年度に限り従前の規定のとおりとする。

対象施設

保育所、認定こども園（保育認定２・３号）、小規模保育事業Ａ型・Ｂ型・Ｃ型、事業所内保育事業

※　幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定１号）については、現行「直前の連続する２年度間常に利用定員を超えて」いることが要件となっている。

災害時における主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算等の要件の見直し

概　要

○　エッセンシャルワーカーが自ら被災しながら人命救助・災害復旧等に当たるためには、そのこどもの教育・保育の確保が重要である。

○　災害等発災直後に出勤する必要のある保護者がこどもたちを預けられるよう、主幹教諭や主任保育士等の経験を有する保育士が地域で災害時等にこどもの支援にあたることができるように、主幹教諭等専任加算や主任保育士専任加算等において評価を行う。

取組内容

○　災害等により、施設等が開所できなかったり、教諭や保育士が被災して、教育・保育の提供ができない場合に、以下の取組を実施することを念頭に置いた体制整備及び周知・啓発を行う。

【災害等が発生した場合の取組】

- ☛ 教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡
- ☛ 被災状況の把握
- ☛ エッセンシャルワーカーである保護者等の勤務状況に応じたこどもの預かりに関するニーズの把握や相談支援の実施

（※避難所等に避難している場合には、避難所に出向いて上記の対応を実施すること等を想定）

- ☛ 代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携

※　災害等の発生時に上記取組に対応できるよう、具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに月１回程度の研修・訓練の実施等を行った場合に加算する。

→ 発災直後に出勤する必要がある保護者（医療・福祉関係者、警察、自衛隊、消防、自治体職員等）のこどもの預かりが可能となり、幼稚園や保育所等が、地域の拠点として被災時の支援に貢献。

改正案

○　現行の主幹教諭等専任加算及び主任保育士専任加算の複数実施要件に、新たに以下の要件（下線部分）を追加する。（留意事項通知の改正）

（例）主任保育士専任加算の場合

ⅰ　延長保育事業　　ⅱ　一時預かり事業（一般型）　　ⅲ　病児保育事業　　ⅳ　乳児が３人以上利用している施設　　ⅴ　障害児（軽度障害児を含む。）が１人以上利用している施設

ⅵ　災害時における地域支援の取組

・　災害等により保育が提供できない場合において、保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡、被災状況の把握、こどもの預かりに関する相談等及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携を図るために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに研修・訓練の実施等を行う取組

一時預かり事業 拡充

＜子ども・子育て支援交付金＞令和７年度予算案　2,138億円の内数（2,074億円の内数）

事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

（１）一般型：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
（２）余裕活用型（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
（３）幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
（４）幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする０～２歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
（５）居宅訪問型（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）
※緊急一時預かり、幼稚園型Ⅱの実施要件については、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る
【補 助 率】国１／３（都道府県１／３、市町村１／３）
【令和７年度補助基準額（案）】（一般型基本分）：１か所あたり年額 1,473千円（※）～51,272千円
（※）基本単価のベースアップを行うとともに、年間延べ利用児童数300人未満の基準額について、細分化を行う

【R7拡充事項】幼稚園型Ⅰについて、職員配置基準の改善等を踏まえた単価の引上げを行う

【実績】

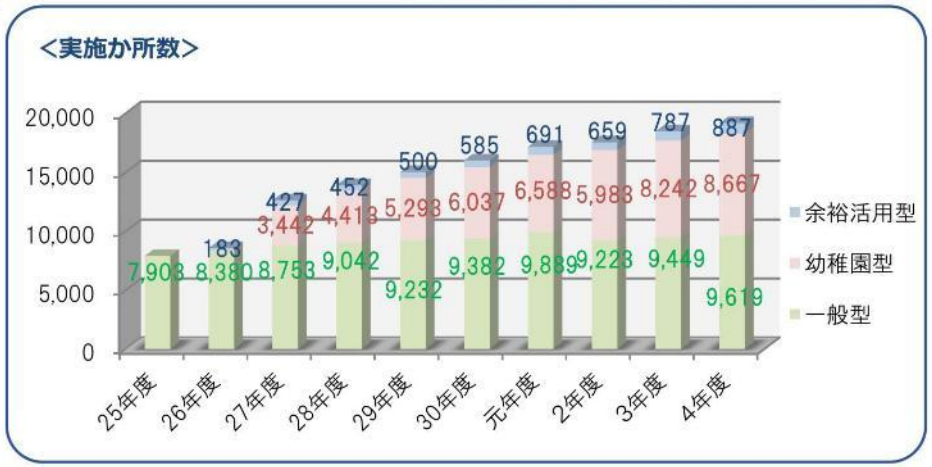

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について（対応方針）

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、他の経営主体とのイコールフッティングの観点から、平成18年に高齢者関係の施設・事業について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について、公費助成が廃止された。

保育所等については、令和3年1月25日開催の社会保障審議会福祉部会において、他の経営主体とのイコールフッティングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとなっていたが、公費助成を廃止するという結論に至るほど、他の経営主体の参入が大きく進んでいる状況にはない。

一方、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においては、保育所等の職員配置基準の改善や更なる処遇改善、こども誰でも通園制度の創設が盛り込まれており、これらの「こども・子育て支援加速化プラン」を着実に推進するためには保育人材確保は大変重要な課題である。

このため、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフッティングの観点及びこども未来戦略（こども・子育て支援加速化プラン）に基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得ることとする。

（参考：各福祉制度の運営主体の割合）

		公営割合	社会福祉法人割合	株式会社・NPO等割合	資料出所
保育	令和４年	25.5%	53.3%	21.2%	社会福祉施設等調査
介護	公費助成廃止時（平成18年）	2.1%	31.7 %	66.2%	介護サービス施設・事業所調査
障害	公費助成廃止時（平成28年）	1.9%	33.7%	64.4%	社会福祉施設等調査

こども性暴力防止法の概要

（学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律　令和6年法律第69号）

趣旨

児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が**教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じる**ことを義務付けるなどする。

対象事業者

学校設置者等（第２条第３項）：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者
民間教育保育等事業者（第２条第５項）：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者

対象事業者の責務等

学校設置者等及び民間教育保育等事業者（第３条第１項）

・教員等及び教育保育等従事者による**児童対象性暴力等の防止**に努める
・児童対象性暴力等の**被害児童等を適切に保護**する

国（第３条第２項）

・学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な**情報の提供、制度の整備**等の施策を実施

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

初犯対策

(1)　こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置
・危険の早期把握のための児童等との**面談等**（第５条第１項等）
・児童等が**相談を行いやすくするための措置**（相談体制等）（第５条第２項等）

(2)　被害が疑われる場合の措置
・**調査**（第７条第１項等）
・被害児童の**保護・支援**（第７条第２項等）

(3)　教員等の**研修**（第８条等）

再犯対策

(4)　対象となる**性犯罪前科の有無の確認**（第４条等）
・　児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
・　学校設置者等の現職者は、施行から３年以内に確認（第4条第3項等）
・　民間教育保育等事業者の従事者は、認定から１年以内に確認（第26条第3項）
・　確認を行った従事者については、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）

特定性犯罪前科の確認対象
㋐ 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年
㋑ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年
㋒ 罰金：刑の執行終了等から10年

防止措置の義務

・　性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）**を講じなければならない。（第６条等）
※　特定性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、**防止措置**は必須。**詳細は、ガイドラインで示す予定。**

情報管理措置等

○ 犯罪事実確認書等の適切な管理（第11条、第14条等）
○ 利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止（第12条等）
○ 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告（第13条等）
○ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）
○ 情報の秘密保持義務（第39条）

指導・監督

安全確保措置の指導・監督

・学校設置者等：各所管法令に基づき、所管庁が監督
・認定事業者：国（こども家庭庁）が直接監督
（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表、等）

情報管理措置等の実施状況の指導・監督

・国（こども家庭庁）が直接監督
（定期報告、報告徴収及び立入検査、公表、命令、等）

施行期日：公布の日（令和６年６月26日）から起算して２年６月を超えない範囲において政令で定める日

保育士特定登録取消者管理システムと日本版ＤＢＳの違い

	保育士特定登録取消者管理システム	日本版DBS
施行日	令和6年4月1日	令和6年6月19日成立　令和8年度を目途
対象者	令和6年4月1日以降の採用者	新規採用および、現に勤務している職員
確認対象施設	保育所等、認可外施設等（国の確認が必要）	保育所等は義務施設、学童等は認定の後
掲載される情報	保育士資格を取り消されたかの有無	性犯罪歴の有無
確認手段	事業者自ら管理システムで実施	事業者がこ家庁に申請　一部本人も関わる
確認できる刑の種類	無し	刑法＆条例違反⇒特定性犯罪 （児ポ、盗撮、痴漢等）
確認義務の有無	義務付け	義務付け
確認後の対応	事業者が適切に判断	子どもと接しない部署に配置転換
特徴	保育士資格を取り消された履歴を確認	性犯罪を犯した過去の確認

こども家庭審議会
子ども・子育て支援等分科会

令和５年度～　保育三団体各委員名

公益社団法人	全国私立保育連盟常務理事	髙谷俊英
社会福祉法人	全国保育協議会副会長	村松幹子
社会福祉法人	日本保育協会理事	志賀口大輔

令和６年度子ども･子育て支援等分科会（１）

日程	議事内容	発言要旨
8月 2日 （金） 第６回	(1) 子ども･子育て支援関係制度改正等の状況について (2) 保育施策関係の最近の動向について (3) 子ども･子育て支援法に基づく基本指針の改正案について (4) 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定等について	今、人口減少社会の中で、日本中の島しょ部、郡部でじわじわと保育施設が閉園している。そのことは、その地域での若者の居住環境が悪化していることを示している。このままでは、いずれ子育て期の若年層が地域を離れ、高齢化ののち、消滅の道を歩むことになる。そうならないために、施策をタイムリーに実施していかないと、手遅れになる状況にある。ぜひ、具体的な施策を早急に打ち出してほしい。 今回、調理員の配置状況についての調査を緊急に実施したところ、1,024園から回答を得た。最低基準では、定員40人以下は調理員１人、41人から150人までが２人、151人以上が２人と非常勤１人であるところ、各施設ではその人数では安全衛生が確保できない、アレルギーや離乳食に対応できない、ということで独自に調理員を追加配置しているとの結果が出た。園児数40人以下の園では年休の代替要員等の理由で、１人以上加配している園が半数程度、また、園児数61人以上90人までの園では約７割が基準を超えた３人以上、91人以上120人までの園では約９割が３人以上配置している。この調査結果は、現在の基準では現実的な運営が難しいという現状を示しているので、ぜひ保育士のみならず調理員の配置基準についても配慮をお願いしたい。 処遇改善等加算の一本化について検討が進められているが、一本化は各施設･自治体の事務の簡素化による負担軽減が主目的のひとつである。現行制度の寄せ集めになって負担が重くなってしまうようなことにならないよう、あくまで一本化は目的ではなく手段であることを念頭に検討を進めていただきたい。
10月 17日 （木） 第７回	(1) 子ども･子育て支援をめぐる課題等について	長年の懸案事項である「１歳児配置基準の改善」については、予算編成過程で検討となっているが、「加速化プラン期間中の早期に改善」との考え方からすると、令和７年度からと期待している。ぜひ早期に実施を。 人事院勧告の地域区分改正に対し一部地域で不安感が出ている。地方自治体の地域手当区分に準じて設定されている市町や、大都市に隣接する県への対応策を検討してほしい。 こども誰でも通園制度の、特に「余裕活用型」での保育士配置基準や通常事業との運営費給付の関係が不透明である。現在の試行的事業の中でも、通常事業との費用の按分を求められる市町もあると聞く。また、保護者に一時預かり制度との混同がみられる。制度趣旨の徹底と現場の混乱解消に努めてほしい。 人口減少社会への対応として挙げられる保育施設の多機能化のため、保育士が社会福祉士、精神保健福祉士等の他資格を取得しやすくしてほしい。 処遇改善等加算の一本化をはじめ、解決すべき課題が多々あるが、今後この分科会への提案はどのようになされていくのか。

令和６年度子ども・子育て支援等分科会（２）

日程	議事内容	発言要旨
12月 19日 （木） 第８回	(1) 本分科会の検討事項に係る制度改正の方向性等について (2) 公定価格等について (3) 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定等について	全私保連が独自に行った「人口減少地域における保育施設運営に関する調査」結果から、園児数40人以下の施設から「困り感」が急激に高まることがわかった。施設維持に最低限必要な経費の比率が高くなり、思うように人件費を確保出来ない状況や、様々な事業を実施できず制度上の支援を受けられない状況があると想像される。 「人口減少に対する現場レベルで要望する早急な支援」では、施設維持運営に係る支援、定員区分の細分化などが望まれている結果となった。こうした声も参考に支援の仕組みを検討いただきたい。 人事院勧告を公定価格に反映する際は、国家公務員と異なる事情を充分に勘案いただきたい。また、全産業平均賃金との格差解消を早急にお願いしたい。 処遇改善等加算の一本化に関して、施設種別ごとに異なる研修要件を統一していただきたい。区分１（基礎分）にキャリアパス要件を入れる提案が為されているが、従前より厳しい加算要件にならないように配慮いただきたい。 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について、４・５歳児、３歳児の配置改善の促進、１歳児の配置改善とともに、調理員や事務員等保育士以外の人材配置についても検討していただきたい。 災害・感染症発生等の緊急事態への対策強化や、いわゆる「カスハラ」対策についても対応を検討していただきたい。
3月 4日 （火） 第９回	(1) 子ども・子育て支援関係制度改正の状況について (2) こどもまんなか実行計画2025の策定について (3) 令和７年度子ども・子育て支援関係予算案について (4) 子ども・子育て支援施策関係の最近の動向について	処遇改善等加算一本化の方向性をお示しいただいたが、制度詳細について不明なため、令和７年４月から遅滞なく職員に配分するための給与規程等の改正手続きができない。早急に自治体や保育関係団体にお示しいただくと同時に、円滑に事務が進む取り組みをお願いしたい。 １歳児配置改善の第１歩を踏み出したことについては、大変ありがたい。しかしながら基準そのものの改正が見送られたこと、取得に条件が付されたことは残念である。条件の内容についても、経験年数が少ない施設こそ配置改善をすべきであるし、ICT活用は今後の優先課題ではありながら、少人数施設等にまで登降園管理機能が必須なのか疑問である。 公定価格における定員超過減算の見直しについて、自治体とともに待機児童解消につとめてきた施設に対し、十分な周知期間をとり、公定価格上マイナスの影響が出ないような制度改正をお願いしたい。 定員区分の細分化は長年保育団体として要望をしてきた事項であり、大変ありがたい。独自ルールを設け定員変更を困難にしている自治体も依然として見受けられることから、改めて自治体に対し独自ルールの制限・禁止を徹底していただきたい。 保育現場におけるICT化を推進し保育DXを進めていくという大きな方向性が打ち出されている。各施設はICTを活用した補助金申請、保育記録、監査事務等を進めていく必要があり、これまでのデジタル環境から一歩進んだものに変わっていかなければならない。今後ICT機器やソフトの導入費用・維持管理・更新経費、データ入力等、相当な経費が継続して必要となるため、公定価格上でも初期投資にとどまらない維持管理・更新経費についての配慮をお願いしたい。

保育三団体協議会の取り組み

R7幹事団体は全私保連

令和７年度　保育三団体協議会

日程	議題
令和７年４月７日	自民党「こども・若者」輝く未来創造本部 少子化対策・こども若者支援等小委員会ヒアリング
令和７年４月18日	自民党新しい資本主義実行本部物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しPTヒアリング
令和７年６月２日	(1)令和８年度保育関係予算・制度等に向けた要望活動について (2)こども家庭審議会諮問に関する事前説明について
令和７年６月３日	医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟出席
令和７年６月16日	保育三団体とこども・保育政治連盟意見交換会
令和７年６月17日	令和８年度保育関係予算要望　こども家庭庁・関係議員への提出

人勧及び処遇改善について

こどもまんなか
こども家庭庁　**令和６年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の人件費改定**

＜子どものための教育・保育給付交付金＞　令和６年度補正予算所要額　1,150億円

【趣旨・目的】

保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和６年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

【公定価格の算定方法】

公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

（参考）令和６年人事院勧告の内容

① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる

② ボーナスを0.1月分引き上げる（4.5月→4.6月）

※ 人事院勧告を踏まえた人件費単価の改定状況

令和３年　▲0.9%、令和４年　＋2.1%、令和５年　＋5.2%、令和６年　＋10.7%

【国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い】

令和６年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定について、内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて、令和６年４月まで遡って公定価格の引上げを行う。

保育士等の処遇改善の推移

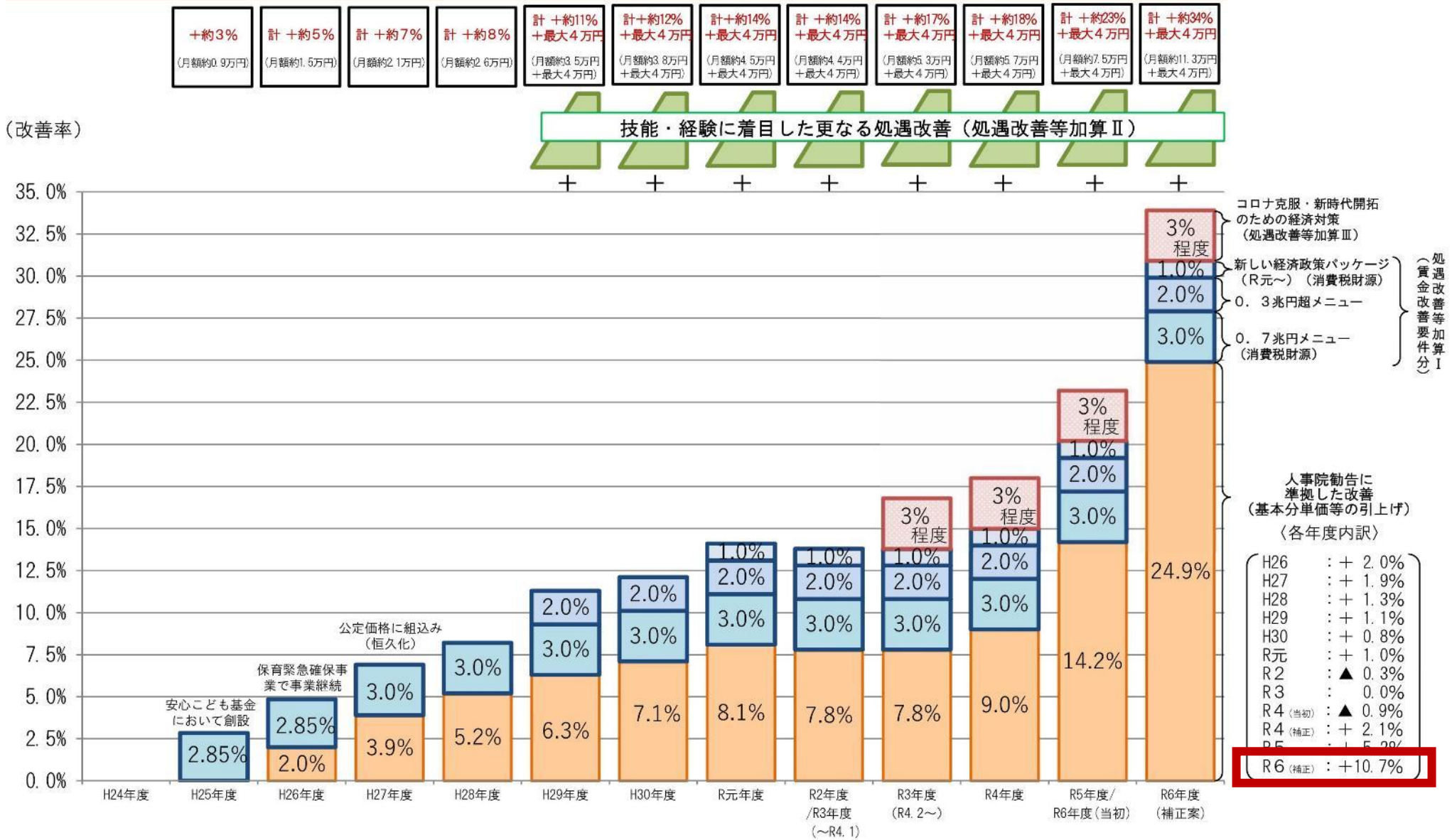

※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。
※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和４年２～９月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和４年10月以降は公定価格により実施（恒久化）

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

資料：「賃金構造基本統計調査」（平成24年から令和６年までの各年で公表されたもの）により、こども家庭庁保育政策課で作成。
（※１）「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。
（※２）「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士（男女）の数値。
（注１）　いずれも一般労働者（短時間労働者を含まないもの）の男女で、役職者を除いた数値。
「全産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和２年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。
「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。
「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって６月分として支給される現金給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む）のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。
「年間賞与その他特別給与額」とは調査前年の1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。

処遇改善等加算の一本化について（案）（令和７年度～）

○現行の３加算（処遇改善等加算Ⅰ Ⅱ Ⅲ）について、事務手続きの簡素化等の観点から、**「処遇改善等加算（仮称）」**に一本化
○現行の３加算の目的・趣旨を踏まえ、新加算の中に、**「①基礎分」「②賃金改善分」「③質の向上分」**の３区分を設定
・賃金改善を目的とした現行加算Ⅰ（賃金改善要件分）と現行加算Ⅲは新区分②に統合
・キャリアパス構築要件について、現行加算Ⅰ（賃金改善要件分）の未構築の場合の減率は廃止し、職場環境改善を進める観点から、新区分①（旧加算Ⅰ（基礎分））の要件として設定（１年間の経過措置）
・新加算の認定主体は都道府県知事・指定都市・中核市及び特定市町村の長とする。

○このほか、関係者の意見等も踏まえ、**配分ルールの統一化、柔軟化**や**賃金改善の確認方法の見直し**を実施

【配分ルールの統一化、柔軟化】
■「②賃金改善分」「③質の向上分」の配分ルールについて「１/２以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善する」に統一
※現行は加算Ⅰ(賃金改善分)は基本給・手当・賞与又は一時金等により改善、加算Ⅱは基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善、加算Ⅲは２/３以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
■「③質の向上分」について、
・配分対象者：施設全体で研修修了要件を満たす職員数がいることを要件(※)とし、研修修了予定者で副主任保育士や職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者への配分を可能にする。(※)職員数A、Bについて人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付
※現行は一定の経験年数・研修を終了しており、副主任保育士、職務分野別リーダー等の職員の発令等を受けている者を配分の対象
・配分方法：現行の「４万円支給を１人以上」のルールを撤廃。配分額は施設の状況に応じ４万円を上限として柔軟な設定を可能とする。

【賃金改善の確認方法】
■各加算ごとに行っていた加算額を賃金改善等に充当したかの確認（実績報告書最大９枚）を、各区分をまとめた全体の加算総額で確認
■現行、要件として求めている基準年度（前年度）の賃金水準維持について、経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることを特例的に認める(介護報酬等で導入済みの措置)。

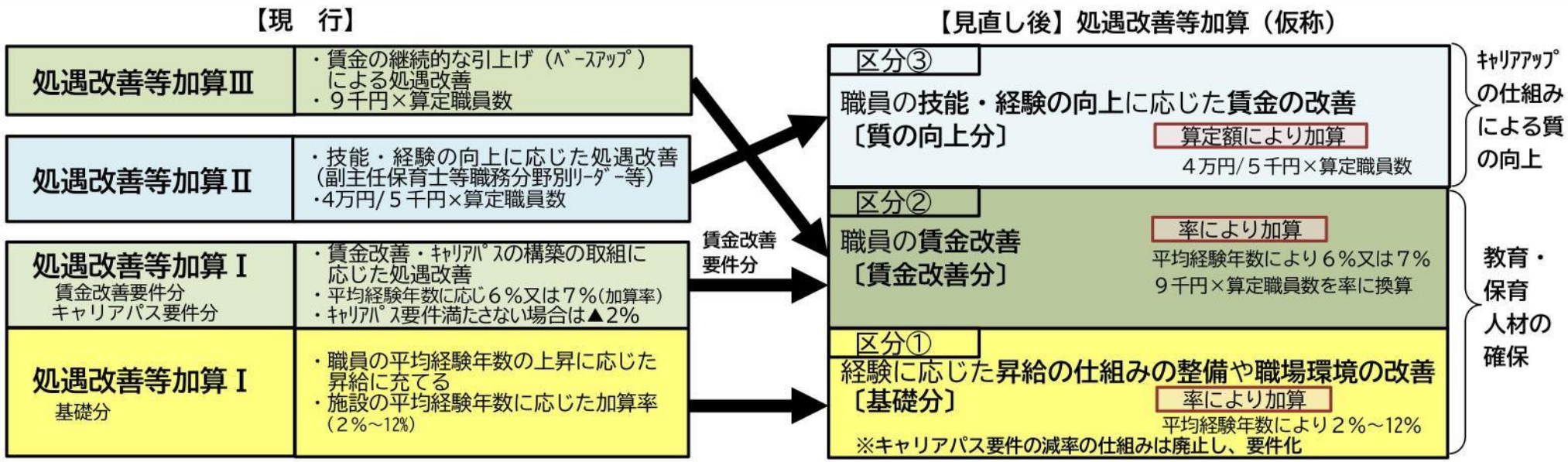

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について （概要）

関連資料　処遇改善FAQ第2版（令和7年5月23日発出）

（こ成保２９６　７文科初第２５０号 令和７年４月１１日）

序文

保育士等の処遇改善に係る公定価格上の加算として、平成 27 年度以降、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを設けてきたが、複数の異なる加算制度や加算を取得するための事務手続については、制度が複雑でわかりにくく、事務作業が煩雑で、多大な事務負担が発生しているという指摘がなされてきた。

こども家庭庁が創設され、こども基本法に基づき策定された、「こども大綱（令和5年 12月 22 日閣議決定）」等においては、制度があっても現場で使いづらい、執行しづらいという状況にならないよう、申請書類の簡素化・統一化などを通じ、事業者や地方公共団体の手続・事務負担の軽減を図る旨の方針が示されたこと を踏まえ、現場の意見も伺った上で、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを処遇改善等加算として一本化し、制度の簡素化や事務手続きの負担軽減を図ることとした。

第1 目的・ 対象

1 目的

処遇改善等加算は、教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため、特定教育・保育等に通常要する費用の額を勘案して定める基準額（以下「公定価格」という。）において、

職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用（区分1「基礎分」）、

職員の賃金の改善に要する費用（区分2「賃金改善分」）、

職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金改善に要する費用（区分3「質の向上分」）

2 対象施設・事業所

特定教育・保育施設（都道府県又は市町村が設置するものを除く。）及び特定地域型保育事業所（都道府県又は市町村が運営するものは、告示の別表に定める加算率（ｃ）に対応するものに限る。）

公定価格　記載例

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤ 保育標準時間認定 基本分単価 ⑥		保育必要量区分 ⑤ 保育短時間認定 基本分単価 ⑥			処遇改善等加算（区分１及び区分２） 保育標準時間認定 ⑦						保育短時間認定 ⑦					
					（注１）		（注１）		（注１）		加算率（注２） (a)	(b)	(c)	（注１）	（注１）		加算率（注２） (a)	(b)	(c)	（注１）
	20人	2号	4歳以上児	143,160	(152,260)	112,970	(122,070)	＋	1,410	(1,500)	× （加算率（a） ＋ 加算率（b） ＋ 2.8（c）	(2.7（c）)）			1,100	(1,190)	× （加算率（a） ＋ 加算率（b） ＋ 2.7（c）	(2.7（c）)）		
			3歳児	152,260	(224,790)	122,070	(194,600)	＋	1,500	(2,120)	× （加算率（a） ＋ 加算率（b） ＋ 2.7（c）	(2.7（c）)）			1,190	(1,820)	× （加算率（a） ＋ 加算率（b） ＋ 2.7（c）	(2.7（c）)）		
		3号	1、2歳児	224,790	(315,810)	194,600	(285,620)	＋	2,120	(3,030)	× （加算率（a） ＋ 加算率（b） ＋ 2.7（c）	(2.7（c）)）			1,820	(2,730)	× （加算率（a） ＋ 加算率（b） ＋ 2.7（c）	(2.7（c）)）		
			乳児	315,810		285,620		＋	3,030		× （加算率（a） ＋ 加算率（b） ＋ 2.7（c））				2,730		× （加算率（a） ＋ 加算率（b） ＋ 2.7（c））			

区分1「基礎分」ａ　区分2「賃金改善分」ｂ ｃ

第2 処遇改善等加算の要件

1 区分1の要件
当該施設・事業所の取組が次の(1)及び(2)のいずれにも適合すること又は区分3の適用を受けていること（以下、「キャリアパス要件」という。）。
ただし、令和7年度に限り 、キャリアパス要件に適合しない場合は、区分2の割合からキャリアパス要件分の割合を減じることとする。

(1)就業規則等の整備と職員への周知

FAQ⑤研修内容等

FAQ⑭就業規則の整備と読み替え

ア 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件
イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系

＜キャリアパス要件＞における注意
・区分1の要件（処遇改善Ⅰ基礎分では条件なし）
・適合しない場合は区分2で減算

FAQ⑥フィードバックの内容

(2)目標・計画の策定と研修の実施
ア 資質向上計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施、フィードバック
イ 幼稚園教諭免許状・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援

FAQ⑦資格取得支援の内容

2 区分2及び区分3に係る共通の要件 (1)～(5)の要件を全て満たすこと

(1) 加算による改善見込総額が加算見込額を下回らない
(注1)退職金の財源としては使えない

＜区分1・区分2の配分対象者＞
園長を含む全ての職員

FAQ①対象は全ての職員

FAQ⑬園長も対象

(2) 区分2と区分3を併せた加算による改善見込額は、1/2 以上を
基本給・決まって毎月支払われる手当により改善する

FAQ㉔認定後、1/2はすみやかに実施

(3) 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合には、
それに応じた賃金の追加的な支払を行う

(4) 「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」が
「②基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額」を
下回っていないこと。
下回る際は、特別な事情に係る届出

特別な事情に係る届出（必要事項）
・事業の継続を図るために、職員の賃金を
引き下げる必要がある状況
・賃金水準の引き下げの内容
・経営及び賃金水準の改善の見込み
・賃金水準を引き下げることについて、
適切に労使の合意を得ていること等

(5) 賃金改善の具体的な内容を職員に周知

第2 処遇改善等加算の要件（つづき）

5/23 FAQ

FAQ⑳区分3Aの経過措置　R7限定

FAQ㉑区分3Aの研修計画や周知は申請までに

FAQ㉒区分3Aの研修修了せずとも返金なし

FAQ㉓区分3Aについて算定人数が上限

3 区分3の要件　(1)～(3)の要件を全て満たすこと　FAQ⑲年度の途中で変更不可

(1)「研修修了者」が少なくとも合計1人以上いること。
(注1)加算当年度の4月1日時点の研修修了者の人数で判断する 。
なお、加算当年度の4月1日時点において研修修了者がいない施設において、年度途中において研修修了者を1人以上確保でき、本要件を満たすこととなった場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用できることとする。

ⅰ 副主任保育士等
ⅱ 職務分野別リーダー等
ⅲ 園長又は主任保育士、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭等

FAQ⑯A・Bどちらか一方

(2)賃金の改善を行う職員　FAQ②園長以外の全職員が対象
職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知
ⅰ副主任保育士等は区分3－①
→園長以外の管理職に対して区分3－①による賃金の改善可能
ⅱ職務分野別リーダー等は区分3－②　FAQ⑮修了できずとも返金不要

(注1) ⅰ、ⅱともに研修終了見込みの者を含む。
(注2)職員の経験年数、技能、給与等の実態を踏まえ、当該施設・事業所において必要と認める場合には、職務分野別リーダー等に対して区分3－①による賃金の改善を行うことができる。
また、改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職（幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭、主幹教諭等及び主幹保育教諭並びに保育所等の主任保育士をいう。以下同じ。）の賃金を上回ることとなる場合など賃金のバランス等を踏まえて必要な場合には、当該園長以外の管理職に対して区分3－①による賃金の改善を行うことができる。

(3)改善額における要件
区分3－① 副主任保育士等 月額4万円を超えないものとする。
区分3－② 職務分野別リーダー等 原則として月額5千円。
ただし、副主任保育士等の改善額のうち最も低い額を上回らない範囲において、月額5千円以上4万円未満とすることができる。

<定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ>※園長１人、主任保育士１人、一般職員１５人（保育士１２人、調理員等３人）
４万円の算定対象人数(職員数Ａ)：５人（一般職員数の１／３）、５千円の算定対象人数(職員数Ｂ)：３人（一般職員数の１／５）

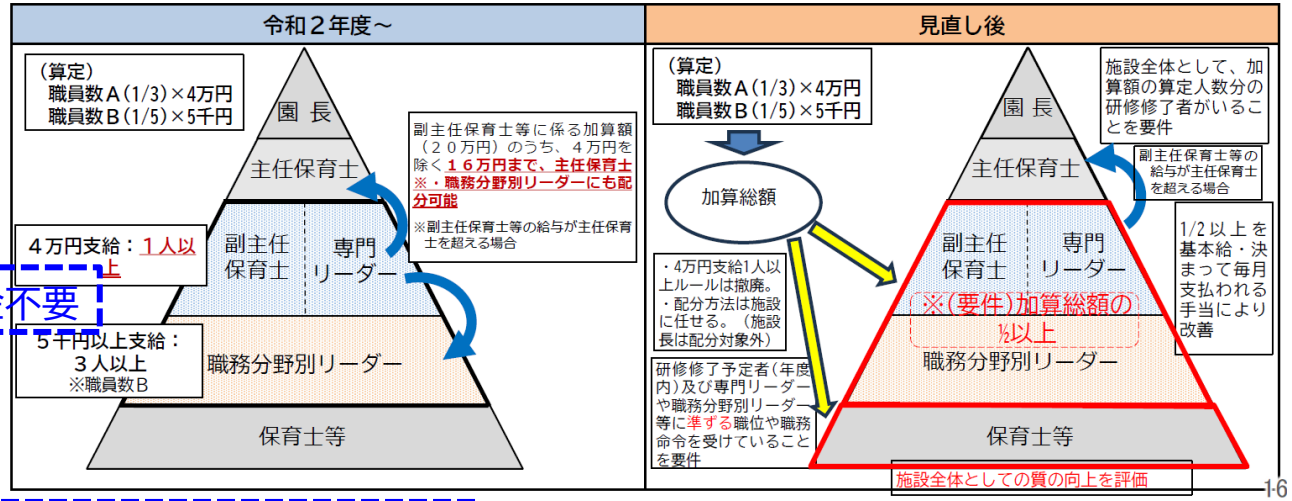

FAQ⑪配分対象と研修要件

FAQ⑫バランスを考慮した配分可能、研修要件なし

第3 処遇改善等加算の認定

1 処遇改善等加算の認定主体及び加算申請書の提出時期
（1）指定都市、中核市及び特定市町村→当該指定都市等の長が認定
（2）一般市町村→当該一般市町村の長が取りまとめて都道府県知事が認定

FAQ③スケジュール都道府県等が定める

FAQ④申請内容の確認等の委任

2 認定書類 FAQ⑱区分1～3の認定はそれぞれで行う
（1）区分1 に係る書類→ 資質向上計画に変更がない場合又は加算当年度に区分3の認定を行う場合は別紙様式2、資質向上計画書を省略可

（2）区分2に係る書類 ポイント＜様式4別添1の施設独自の改善額、定期昇給相当額の捉え方＞
（3）区分3に係る書類
（2）、（3）ともに前年度に適用を受け、「賃金改善の誓約書」＆職員周知で一部省略可能、
場合により様式7「特別な事情に係る届出書」を提出

3 事務処理の簡素化
同一の市町村が管轄する施設・事業所分については、各施設・事業所の内訳を明らかにした上で一括して申請させるなど、事務処理の簡素化を適宜図って差し支えないこと

第4 加算額の算定

1 要件の確認に係る区分1及び区分2の加算見込額の算定

FAQ⑧加減調整

「加算当年度の区分1及び区分2 の単価の合計額」×（加算率×100）×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」

FAQ⑨端数処理

2 実際の加算額の算定に係る区分1及び区分2の加算率と加算額の算定

加算率は、職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合

3 区分3の加算算定対象人数の算定

区分3－①「人数A」＝「基礎職員数」×1／3
区分3－②「人数B」＝「基礎職員数」×1／5

4 区分3の加算額の算定

区分3-① 「区分3-①に係る 単価」×「人数A※」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満切捨）
区分3-② 「区分3-②に係る 単価」×「人数B ※」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満切捨）
A、Bともに研修修了者が人数に達しない場合は、当該研修修了者の人数で算定

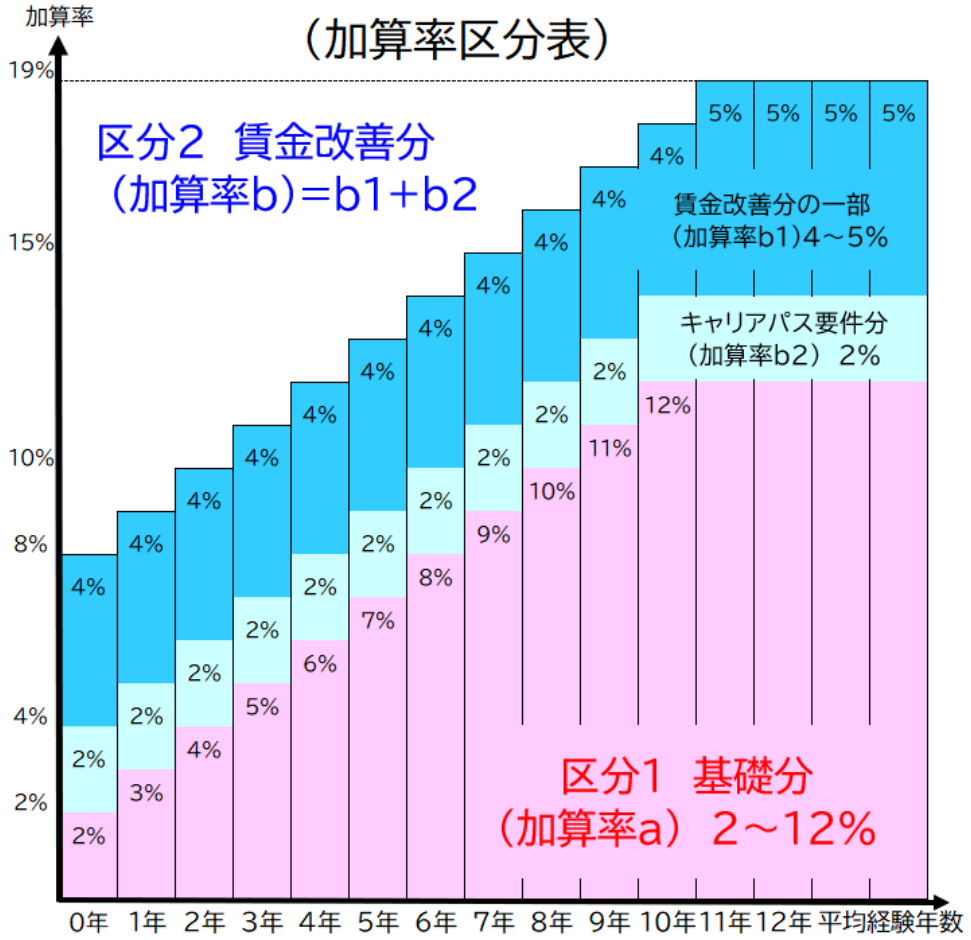

・処遇改善等加算（区分3）－① 49,020 × 人数A ＜9,020は18.4%＞
・処遇改善等加算（区分3）－② 6,130 × 人数B ＜1,130は18.4%＞

第4 加算額の算定（つづき）

5 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分の算定

(1)公定価格における人件費の改定分の額の算定 【＜算式1＞の合計 － ＜算式2＞】
＜算式1＞ 「加算当年度の区分1 に係る 単価の合計額」×{「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」× 100} ×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」×0.9(調整率)
＜算式2＞ 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」×「＜算式1＞により算定した金額」

(2)公定価格における人件費の改定分の額の通知・要請
市町村の長は、職員への賃金の適切な支払に資するよう、加算当年度内に公定価格における人件費の改定があった場合には、その影響額を設置者・事業者に速やかに通知

第5 賃金の改善

1 加算額の使途
区分1に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。
区分2 、区分3に係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。

FAQ⑩人勧分増加時の1/2の取り扱い

2 賃金改善の方法
区分2及び区分3を併せた加算による改善額のうち1／2以上は、基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること

3 他の施設・事業所の賃金改善への充当
区分2に係る加算額については、その一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所における 賃金の改善に充てることができる

FAQ⑰区分3での充当不可

4 加算当年度の残額が翌年度に存在する場合の取扱い
翌年度内に速やかに、その差額の全額を一時金等により支払

第6 実績報告＜報告はすみやかに、書類は5年保管＞
第7 虚偽等の場合の返還措置
第8 その他　この新たな通知の適用前に、旧通知に基づき支給された処遇改善等加算の取扱いについては、なお従前の例によることとする。

加算額の概算値の試算例

令和7年度　4 月

地域区分	その他	定員	50	区分3の人数				49,020			
		現員	55	A	4	B	3	6,130			
認定	年齢区分		単価	(a)	(b)	(c)	子ども数	区分1(a)	区分2(b)	区分2©	区分3
保育標準時間	4歳以上児		650	12	6	3.1	15	117,000	58,500	30,225	214,470
	3歳児		720	12	6	3.1	11	95,040	47,520	24,552	
	2歳児		1,260	12	6	3.1	9	136,080	68,040	35,154	
	1歳児		1,260	12	6	3.1	7	105,840	52,920	27,342	
	乳児		2,030	12	6	3.1	2	48,720	24,360	12,586	
短時間	4歳以上児		550	12	6	3.0	0	0	0	0	
	3歳児		620	12	6	3.0	3	22,320	11,160	5,580	
	2歳児		1,150	12	6	3.1	3	41,400	20,700	10,695	
	1歳児		1,150	12	6	3.1	2	27,600	13,800	7,130	
	乳児		1,920	12	6	3.1	3	69,120	34,560	17,856	
4歳以上児配置改善加算			30	12	6	3.7	15	5,400	2,700	1,665	
3歳児配置改善加算			70	12	6	3.2	14	11,760	5,880	3,136	
1歳児配置改善加算			0	12	6	2.6	9	0	0	0	
休日保育加算			2,640	12	6	2.1		31,680	15,840	5,540	
夜間保育加算			0	12	6	2.6		0	0	0	
チーム保育推進加算			0	12	6	3.0		0	0	0	
施設長を配置していない場合			0	12	6	3.0		0	0	0	
主任保育士専任加算			2,690	12	6	4.9		32,280	16,140	13,180	
療育支援	A520		0	12	6	8.5		0	0	0	
	B340		340	12	6	9.7		4,080	2,040	3,290	
事務職員雇上げ費加算			480	12	6	9.2		5,760	2,880	4,410	
栄養管理	A790		790	12	6	8.4		9,480	4,740	6,630	
	B500		0	12	6	0.0		0	0	0	
その他の加算				12	6			0	0	0	
その他の加算				12	6			0	0	0	
その他の加算				12	6			0	0	0	
								763,560	381,780	208,971	214,470
								763,560		590,751	214,470
								763,560			805,221
									区分2＋区分3の1/2（事業主負担分含む）		402,611

※子どもの在籍数による単価算出(端数切り)を省略しているので数千円程度、実際より高い値が出ます

処遇改善加算制度　新旧対象ポイント

令和６年度までの基本構造	令和７年度からの基本構造
処遇改善等加算Ⅰ （基礎分、賃金改善要件分、キャリアパス要件分）	区分①（基礎分のみ）率による加算 平均経験年数により２%～12%　＊定期昇給等に充当が可
処遇改善加算Ⅲ （賃金の継続的な引き上げ）	区分②（賃金改善分）率による加算 平均経験年数により６%または７% ９千円×算定職員数を率にして換算
処遇改善加算Ⅱ（技能・経験の向上に応じた処遇改善） いわゆる４万円／５千円の支給	区分③（質の向上）算定額による加算 ４万円／５千円×算定職員数

令和６年度までの配分ルール	令和７年度からの配分ルール
処遇改善加算Ⅰ（賃金改善分のみ） 基本給、手当、賞与又は一時金により改善	区分②及び区分③ １/２以上を基本給・決まって支払われる手当により改善 （ただし区分③だけは毎月支給）
処遇改善加算Ⅱ 基本給又は毎月支払われる手当	
処遇改善加算Ⅲ ２/３以上を基本給・決まって支払われる手当により改善	
４万円支給は１名以上	配分額は施設の状況に応じて考え、柔軟に対応ただし配分額は４万円/１名を上限とする ４万円支給は１名以上のルールは撤廃、４万円を上限として柔軟に配分が可能
処遇改善加算Ⅱは、20%を上限として同一の設置者が運営する他の施設の賃金の改善に充てることが可	区分②（旧処遇改善加算Ⅰ＆Ⅲ）は引き続き可 区分③（旧処遇改善Ⅱ）は不可

令和６年度までの加算要件	令和７年度からの加算要件
計算式により算出した人数（４万円支給分）が６名だった場合、令和７年度は経過措置により３分野受講修了者が１名でも在籍していれば、処遇改善加算Ⅱは満額支給	加算算定人数内の受講修了者分のみ加算 しかしこのルールを適用するとこれまで加算Ⅱで行っていた職員の賃金改善が止まる可能性が出てくる。これを避けるために、経過措置として以下の対応を決定。（令和７年５月 23 日発 FAQ 第２版） 令和６年度に加算Ⅱの認定を受けていた施設では、以下の条件を満たせば、令和６年度と同様の加算額を算定できます。 令和７年４月１日時点で在籍している職員で、 次の条件を満たす人も「研修修了者」とみなせる ①年度内に「別に定める研修」を修了する予定である。 ②その人が研修を受けることが施設の研修計画に明記されている。 ③本人に研修受講予定が周知されている。 ④その人が副主任保育士等に準ずる役職や職務命令を受けている。 ただし令和８年度は受講修了者人数分の支給となるため、今年度中に加算算定対象人数を確保しておくことを推奨します。
長、主任はキャリアアップ研修の対象外、支給も対象外 ＊法人役員の園長は除く	園長、主任もキャリアアップ研修の対象、区分②は支給も対象（法人役員の場合でも可

旧処遇改善等加算Ⅱと新処遇改善等加算（区分３）の加算対象人数カウント方法の違い

◆旧処遇改善等加算Ⅱでの４万円相当支給対象者が算定式で６名だった場合、４分野を最低１名受講していれば６名分加算されていた。

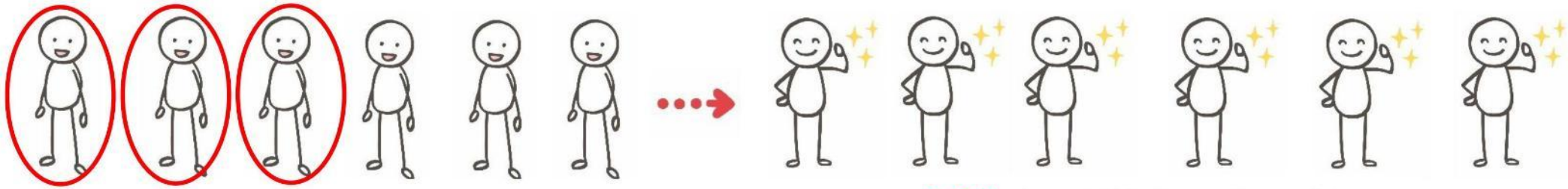

4分野受講は**3名**

（※経過措置により令和6年度は2分野1名で加算条件クリアだった）

6名分の処遇改善加算Ⅱが施設に支給

◆新処遇改善等加算（区分３）においては算定式で６名だった場合、その年度の４月１日時点で**４分野受講済み人数分のみが**加算

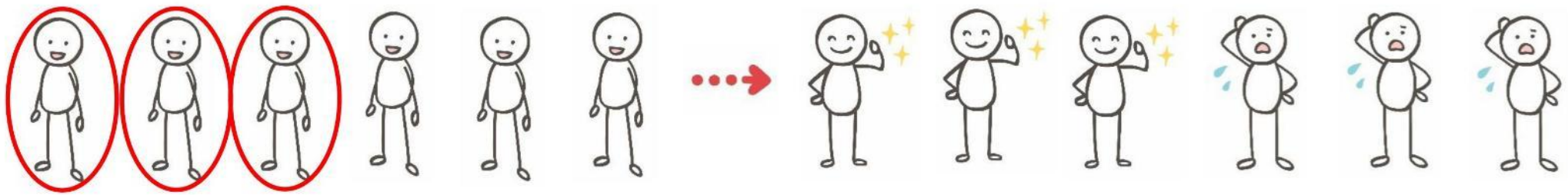

4分野受講は**3名**

（※経過措置により令和7年度は3分野受講で加算条件クリア）

3分野受講終了人数分の区分3が施設に支給

注意！

各施設の研修受講修了の状況によって区分３（旧処遇改善等加算Ⅱ）の加算額が減少する可能性があります。

支給対象者は**研修修了予定者**でも OK です。

※※経過措置により、令和７年度に限り研修修了予定者も算定人数に加えることができると示されました。

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について

こども家庭庁

新たな継続的な見える化の制度における報告・公表の在り方について※

施行期日・報告期限等

※本資料は「専門家会議報告書」に基づき記載。今後、こども家庭庁において、この内容を踏まえて報告様式、公表様式及びマニュアル等を策定予定。

- 新たな制度の**施行期日は令和７年４月１日**。**令和６年４月１日以降に始まる事業年度について報告対象**とする。
- 経営情報等の**報告期限は事業年度終了後５月以内**。**事業年度が令和６年４月１日～令和７年３月末日の場合、同年８月末日までに報告**。
- **ここdeサーチを経営情報等の収集・公表に活用**。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

報告する経営情報等

情報項目	①人員配置 基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報 等	②職員給与 賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報 等	③収支の状況 収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳 等
報告内容	給付・監査等で通常把握されている情報	処遇改善等加算の実績報告書を活用	各法人の会計基準に従って作成する決算書類の様式を活用

※施設・事業者の基本情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属性情報）については既に登録済みのため、都道府県・事業者は更新の有無を確認する必要がある。
※人的資本に関する事項（休暇取得状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組 等）について任意に記載することができるようにする。

グルーピングした集計・分析結果の公表

- 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用**。
- 施設類型、法人形態、地域、規模等の**属性に応じてグルーピングして集計・分析**することで、**公平・公正な比較・検証を実施**。
- 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らか**にする。

（公表が想定される主な事項）

- ✓ 職員１人当たりの平均給与／年
- ✓ 給与総額に占める職種間の配分割合
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
- ✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）
- ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

個別の施設・事業者単位での公表

- 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択**や、**保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討**等を支援していく。
- **施設・事業者や従事者の権利利益を保護**しつつ、**幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わる**ことを目指す。

①モデル給与

- ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。
- ✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。
- ✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当・退職手当の取扱、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

②人件費比率

- ✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。
※該当するグルーピングにおける平均値等を参考情報として併記。
- ✓ 「狭義の人件費」については必須記載。
※会計基準上の人件費、派遣職員経費、法定福利費の合計。
- ✓ 「広義の人件費」については任意記載。
※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修研究費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

③職員配置状況

- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。
※職員配置に係る加算措置や地方単独補助の有無等を付記。

こどもまんなか
こども家庭庁

施設類型別の報告・公表対象情報について（一覧）

情報項目			認定こども園、保育所、幼稚園等（私立）	認定こども園、保育所、幼稚園等（公立）	施設型給付を受けない幼稚園
人員配置に関する事項 ・公定価格基準上での配置人数 ・実際の配置人数　など	報告		○	○	任意
	公表	集計・分析結果	○	○	×
		個別施設・事業者単位	○	○	○（報告した場合）
職員給与に関する事項 ・各種処遇改善等加算の取得状況 ・各職員の勤続年数、賃金など	報告		○	△※1	任意
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	×	×	×
モデル給与に関する事項	報告		○（一部任意※2）	○（一部任意※2）	任意
	公表	集計・分析結果	×	×	×
		個別施設・事業者単位	○	○	○（報告した場合）
収支の状況に関する事項 ・事業収入（収益） ・事業支出（費用）	報告		○	×	任意
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	×	×	×
人件費比率に関する事項	報告		○	×	任意
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	○	×	○（報告した場合）
人的資本に関する事項 ・法定・法定外休暇の利用状況 ・ICT導入の取組状況　など	報告		任意	任意	任意
	公表	集計・分析結果	×	×	×
		個別施設・事業者単位	○（報告した場合）	○（報告した場合）	○（報告した場合）

※1　職種別の合計給与額を報告。（個々の職員の給与については報告不要。）
※2　常勤保育士等のモデル給与のみが義務項目。保育士等以外の職種や非常勤職員のモデル給与等はすべて任意項目。

おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。